

(学力基準について)

奨学生採用は次の基準により判定します。

(1) 学部1年生

次のア又はイに該当すること

ア 進学前の評定平均値が算出できる場合

次の(ア)又は(イ)に該当すること

(ア) 高校の評定平均値が3.5以上であること

(イ) 別に定める学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

イ 進学前の評定平均値が算出できない場合

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること

(ア) 入学試験の成績が入学者の上位2分の1以上であること

(イ) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

(ウ) 別に定める学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

(2) 学部2年生以上

次のア又はイに該当すること

ア GPAが上位2分の1以上(前学年までのGPAの学年別順位の2分の1以上(同順位を含む。))であること

※GPAは母集団(希望者が所属する学生組織の集団)を「初等教育教員養成課程(幼児教育専攻及び小学校教育昼間コース)」「初等教育教員養成課程(小学校教育夜間5年コース)」「学校教育教員養成課程」「養護教諭養成課程」「教育協働学科」の各集団とする。また、協定締結校又は認定大学で修得した単位は対象としない。以下同じ。

イ 次のいずれにも該当すること

(ア) 修得単位数が標準単位数(別表第1)以上であること

※標準単位数 = (卒業必要単位数 / 修業年限) × 在学年数(休学期間は含まない。6か月間の休学は0.5年とする。)

(イ) 別に定める学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、ア又はイの学力基準に該当する場合であっても、別紙【参考】学業成績の基準について(2)廃止に該当する場合は、対象としない。

別表第1

課程・学科等	卒業要件 単位数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
初等教育教員養成課程 (幼児教育専攻及び小学校教育昼間コース)	128	32	64	96	128	—
初等教育教員養成課程 (小学校教育夜間5年コース)	128	25	51	76	102	128
学校教育教員養成課程 特別支援教育専攻	138 (136)	34 (34)	69 (68)	103 (102)	138 (136)	—
学校教育教員養成課程 小中教育専攻	134	33	67	100	134	—
学校教育教員養成課程 中等教育専攻	128	32	64	96	128	—
養護教諭養成課程	128	32	64	96	128	—
教育協働学科	127	31	63	95	127	—

注：()は平成30年度以前の入学者に対して適用する。